

### Outline of Initial Listing Issue

\*As of Sep. 9, the Company has amended the annual dividend rate for the Preferred Dividend to the Series 1 Bond-Type Class Shares due to the determination of Annual Dividend Rate. The amendments are underlined.

#### (Outline of Listed Security)

Issuer	ZENSHO HOLDINGS CO.,LTD.
Issue Name	Series 1 Bond-Type Class Shares of ZENSHO HOLDINGS CO.,LTD.
Code	7550-5 (ISIN JP3429300100)
Class of Securities	Non-Participating Preferred Stock
Scheduled Listing Date	Oct. 2, 2025
Market Section	Prime Market
Preferred Dividends	<p>When the Company makes a dividend of surplus with March 31 as the record date, the Company shall pay in cash to holders of the Series 1 Bond-Type Class Shares, before paying dividends to the Common Shareholders, in the amount per Series 1 Bond-Type Class Shares equal to the product of equivalent of the issue price per share of the Series 1 Bond-Type Class Shares multiplied by the annual dividend rate (not more than 10%). However, if Interim Preferred Dividends to the Series 1 Bond-Type Class Shares have been paid in the fiscal year in which the record date of that dividend falls, the total amount of those Interim Preferred Dividends to the Series 1 Bond-Type Class Shares shall be deducted from the amount of the Preferred Dividends to the Series 1 Bond-Type Class Shares.</p> <p>(See appendix available only in Japanese)</p>
Annual Dividend Rate	<p>(i) If the record date falls in a fiscal year ending on or before March 31, 2031:  <u>4.000% per annum(*)</u></p> <p>(ii) If the record date falls in a fiscal year ending on or after April 1, 2031:  The interest rate of One-Year Japanese Government Bonds (JGBs) as of two business days before the last day of the immediately preceding fiscal year, plus <u>3.905%</u></p> <p><u>(*)The amount of the Preferred Dividend to Series 1 Bond-Type Class Shares with a record date of March 31, 2026 will be 99.72 yen (calculated based on actual day counts on a 365-day year basis).</u></p> <p>(See appendix available only in Japanese)</p>
Accumulation	Yes (See appendix available only in Japanese)

(Reference Translation)

Non-Participation	No dividends of surplus shall be paid to the Series 1 Bond-Type Class Shareholders in excess of the total of the Preferred Dividend to Series 1 Bond-Type Class Shares and the Accumulated Dividends Payable to Series 1 Bond-Type Class Shares. (See appendix available only in Japanese)
Interim Preferred Dividend	When the Company makes an interim dividend of surplus with a record date other than March 31, the Company shall pay in cash to the Series 1 Bond-Type Class Shareholders, in preference to the Common Shareholders, in the amount determined by the resolution of the Board of Directors per Series 1 Bond-Type Class Shares not exceeding one-half of the Preferred Dividend to Series 1 Bond-Type Class Shares. (See appendix available only in Japanese)
Distribution of Residual Assets	See appendix (Only in Japanese)
Order of Priority	See appendix (Only in Japanese)
Rights to Vote	None (See appendix available only in Japanese)
Rights to Convert into Common Shares	None
Resolutions of Class Shareholder Meetings	See appendix (Only in Japanese)
Acquisition by the Company in Exchange for Cash	If either of the events specified in (a) or (b) below occurs, the Company may acquire all or part of the Series 1 Bond-Type Class Shares as of the acquisition date separately determined by a resolution of the Board of Directors or a determination of a director to whom the authority to make such determination has been delegated by a resolution of the Board of Directors: (a) five years have passed from and including the Payment Date (i.e., on or after October 1, 2030); or (b) a capitalization event has occurred and exists. (See appendix available only in Japanese)
Share Consolidation; Share Split	See appendix (Only in Japanese)
Absence of Seller Put Options when the Company Acquires the Series 1 Bond-Type Class Shares	See appendix (Only in Japanese)
No. of Issued Shares at the Time of Listing	10,000,000 shares
No. of Shares per Share Unit	100 shares

(Outline for Issuance of Non-Participating Preferred Stock) (Planned)

Public Offering (Newly Issued Shares)	10,000,000 shares
Issue Price	JPY 5,000

(Reference Translation)

Annual Dividend Rate Determination Method	Same method as the book-building procedures (the "Book-building")
Provisional Conditions Determination Date	Aug. 18, 2025
Book-building Period	<u>From Aug. 27, 2025 until Sep. 9, 2025</u>
Determination Date of Annual Dividend Rate (Pricing Date)	Sep. 9, 2025
Subscription Period	From <u>Sep. 10, 2025</u> until Sep. 30, 2025
Payment Date	Oct. 1, 2025
Settlement Date	Oct. 2, 2025
Principal Underwriting Participants	Nomura Securities Co., Ltd.

(Overview of Stock-related Administration of Non-Participating Preferred Stock)

Dividend Record Date	Mar. 31
Interim Dividend Record Date	Sep. 30
Transfer Agent	Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited

- (Note 1) Tokyo Stock Exchange, Inc. approves new listings based on the results of the examination by Japan Exchange Regulation.
- (Note 2) For details, please refer to "Securities Report for Listing Application" and the appendix for "Outline of Initial Listing Issue". Both available only in Japanese on the JPX website  
<https://www.jpx.co.jp/english/equities/products/preferred-stocks/issues/index.html>.
- (Note 3) Buy and sell market orders for this issue are prohibited in transactions carried out up to and including the initial price determination date.

## (Details of Series 1 Bond-Type Class Shares of ZENSHO HOLDINGS CO.,LTD.)

イ 優先配当金	同社は、3月31日を基準日として剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」といいます。）又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称します。）に対し、同社普通株式（以下「普通株式」といいます。）を有する株主（以下「普通株主」といいます。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称します。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、下記「配当年率」欄に記載する配当年率（10%を上限とします。以下「配当年率」といいます。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。また、2026年3月31日を基準日として剰余金の期末配当を行うときは、払込期日（同日を含みます。）から2026年3月31日（同日を含みます。）までの期間の日数につき、1年を365日として日割計算を行い、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。）（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」といいます。）を支払います。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金（下記□に定義します。）を支払ったときは、その合計額を控除した額とします。
配当年率	<p>(i) 2031年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合年<u>4.000%</u>とします。</p> <p>(ii) 2031年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日（以下に定義します。）前の日（以下「年率基準日」といいます。）における1年国債金利（以下に定義します。）に<u>3.905%</u>を加えた率とします。</p> <p>同社はその本店において、2031年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内（当該事業年度の開始日を含みます。）に、上記(ii)により決定された配当年率を、その営業時間中、一般の閲覧に供します。</p> <p>「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。</p> <p>「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日（以下に定義します。）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」(<a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv">https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv</a>)（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。）に表示される1年国債金利をいいます。</p> <p>ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、同社は年率決定日に参照国債ディーラー（同社が国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいいます。）に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債（以下に定義します。）の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。</p>

	<p>同社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)とします。</p> <p>同社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)とします。</p> <p>同社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該事業年度に適用される1年国債金利とします。</p> <p>「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいいます。</p> <p>「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから同社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいいます。</p>
累積条項	<p>ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の合計額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき(以下、当該事業年度を「不足事業年度」といいます。)は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積します(以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。)。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日(同日を含みます。)から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日(同日を含みます。また、下記ハ(1)に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいいます。)までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する上記「配当年率」欄(i)又は(ii)に掲げる年率で1年を365日(当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日)として行う日割計算により算出した金額を加算して行います(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。)。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、上記(1)又は下記ロに記載する剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。</p>
非参加条項	第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行いません。
口 優先期中配当金	同社は、3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」といいます。)として剰余金の期中配当をするとときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1を限度として取締役会の決議により定める額の金銭(以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。)

	を支払います。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。
ハ 残余財産の分配	<p>(1) 残余財産分配金</p> <p>同社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」といいます。）における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額（以下に定義します。）の合計額を加えた額（以下「基準価額」といいます。）の金銭を支払います。</p> <p>「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（2026年3月31日に終了する事業年度については、払込期日）（同日を含みます。）から分配日（同日を含みます。）までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とします。但し、2026年3月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含みます。）から2026年3月31日（同日を含みます。）までの期間の日数）で除して得られる額をいいます（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。）。但し、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として同社が9月30日時点で公表済みの額）を控除した額とします。</p> <p>(2) 非参加条項</p> <p>第1回社債型種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配を行いません。</p>
二 優先順位	<p>(1) 同社の社債型種類株式に係る社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産並びにA種優先株式に係るA種優先配当金、A種期中優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。</p> <p>(2) 同社の社債型種類株式に係る社債型種類株式累積未払配当金及びA種優先株式に係る累積未払A種優先配当金の支払順位は、同順位とします。</p>
ホ 議決権	第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。
ヘ 種類株主総会の決議	<p>(1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。</p> <p>(2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。</p> <p>(3) 同社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。</p> <p>(4) 同社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、同社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。</p>

	<p>a. 同社が消滅会社となる合併又は同社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（同社の単独による株式移転を除きます。）</p> <p>b. 同社の特別支配株主による同社の他の株主に対する株式売渡請求に係る同社の取締役会による承認</p>
ト 会社による 金銭対価の 取得条項	<p>(1) 金銭対価の取得条項</p> <p>同社は、下記 (a) 又は (b) のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任された取締役の決定により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、同社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付します。但し、同社は、(i) 取得日又は振替取得日（以下に定義します。）のいずれかと決済日（以下に定義します。）が異なる暦年に属する取得を行うことができず、また(ii) 4月1日から6月30日までのいずれかの日を取得日又は振替取得日とする取得は、当該振替取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日を基準日とする剰余金の期末配当に係る取締役会の決議の日以降に限り行うことができます。</p> <p>なお、本トにおいて基準価額を算出する場合は、上記ハに記載する「分配日」を「振替取得日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算します。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会又は取締役会の決議によって委任された取締役が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定します。</p> <p>(a) 払込期日（同日を含みます。）から5年を経過した日が到来した場合（2030年10月1日以降）</p> <p>(b) 資本性変更事由（以下に定義します。）が生じ、かつ継続している場合</p> <p>「振替取得日」とは、本トに記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により同社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいいます。</p> <p>「決済日」とは、本トに記載する金銭対価の取得と引換えに支払われる金銭の交付日（営業日に限ります。）をいいます。</p> <p>「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社日本格付研究所又はその格付業務を承継した者をいいます。以下同じです。）より、信用格付業者における第1回社債型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第1回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第1回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が同社に対してなされたことをいいます。</p> <p>(2) 借換制限</p> <p>同社は、同社が本トに記載する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下、本トに記載する金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」といいます。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額（以下に定義します。）につき、借換証券（以下に定義します。）を発行若しくは処分又は借入れ（以下「発行等」といいます。）することにより資金を調達していない限り（但し、払込期日（同日を含みます。）から5年を経過した日（2030年10月1日）以降にお</p>

	<p>いて、以下の (a) 及び (b) の要件をいずれも充足する場合を除きます。)、当該金銭対価取得を行いません。</p> <p>(a) 金銭対価取得を行う時点で同社より公表（決算短信による公表を含みます。）されている最新の連結会計年度末又は四半期連結会計期間末の連結貸借対照表に基づいて計算される調整後連結デット・エクイティ・レシオ（以下に定義します。）が 1.63 倍を下回ること</p> <p>(b) 金銭対価取得を行う時点で同社より公表（決算短信による公表を含みます。）されている最新の連結会計年度末又は四半期連結会計期間末の連結貸借対照表に基づいて計算される調整後連結株主資本金額（以下に定義します。）が、2,107 億円以上であること</p> <p>「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額（以下に定義します。）をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額を、当該借換証券について信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示されます。）で除して算出される金額をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用します。</p> <p>「評価資本相当額」とは、種類株式及び劣後債務のそれぞれにつき、その総額に信用格付業者から承認された資本性（パーセント表示されます。）（もしあれば）乗じた金額をいいいます。</p> <p>「借換証券」とは、以下の a. 乃至 c. の証券又は債務をいいます。但し、(i)以下の a. 乃至 c. のいずれの場合においても、借換証券である旨を同社が公表している場合に限り、(ii)以下の a. 又は b. の場合においては、同社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下の b. 又は c. の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の同社における資本性を有するものと信用格付業者から承認を得たものに限ります。</p> <p>a. 普通株式</p> <p>b. 上記 a. 以外のその他の種類の株式</p> <p>c. 上記 a. 又は b. 以外の同社のその他一切の証券及び債務</p> <p>「調整後連結デット・エクイティ・レシオ」とは、調整後有利子負債（以下に定義します。）を調整後連結株主資本に金銭対価取得後に残存する劣後債務の評価資本相当額の合計を加算した値で除した値（小数第3位を四捨五入します。）をいいます。</p> <p>「調整後有利子負債」とは、連結貸借対照表に記載された有利子負債（リース債務は含みません。）から金銭対価取得後に残存する劣後債務の評価資本相当額の合計を控除し、金銭対価取得後に残存するA種優先株式の総額から当該A種優先株式の評価資本相当額を控除した金額を加算した値をいいます。</p> <p>「調整後連結株主資本」とは、連結貸借対照表に記載された連結株主資本から第1回社債型種類株式及び金銭対価取得後に残存するA種優先株式の総額を控除した値をいいます。</p> <p>(3) 取得の方法</p> <p>同社は、本トに記載する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の1か月前の日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第1回社債型種類株主等に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければなりません。</p>
チ 株式の併合 又は分割等	(1) 法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割は行いません。

(Reference Translation)

	<p>(2) 第1回社債型種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行いません。</p> <p>(3) 同社は、株式移転（同社の単独による株式移転に限ります。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する同社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する同社の第1回社債型種類株式と同種の株式（以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」といいます。）を、それぞれ同一の持分割合で交付します。但し、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の期末配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（但し、同社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払額の控除その他の必要な調整を行うものとします。）及び(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとします。）とします。</p>
リ　自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除	同社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとします。